

## 蓄電池設備に係る規定の見直し（条例第 13 条・49 条関係）

- ◆ 蓄電池設備について、脱炭素社会の実現等に向けた更なる普及拡大・大容量化、材料・構造等の多様化が進んでいます。さらに、日本産業規格（JIS）等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれることになりました。  
これらを踏まえて、蓄電池設備に係る基準について、種別や安全性に応じた内容となるよう見直しが行われました。
- ◆ 従来の蓄電池には、酸性またはアルカリ性の電解液が使用されており転倒時の安全措置を想定していましたが、リチウムイオン蓄電池やニッケル水素蓄電池の普及により、蓄電池設備へ共通的に求められる建築物からの距離や地震時の転倒防止措置の適正化を図りました。
- ◆ 消防署への届出について、蓄電池の容量単位をキロワット時（kwh）に改め、火災危険性が低いと考えられる容量 20 キロワット時（kwh）以下の蓄電池設備は、届出を要しないこととしました。